

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2022年5月18日

2. 認定事業適応事業者の名称

京セラ株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

■クレイ型リチウムイオン蓄電池の量産体制を速やかに整え、太陽光発電と組み合わせた住宅用 ESS（定置型蓄電システム）の市場への供給能力を高めることで国内の CO2 排出量削減に貢献していく。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

■クレイ型リチウムイオン蓄電池は、2021年5月より滋賀野洲工場にて生産を開始し、他商品取引のあるハウスメーカーやチェーン店にクレイ型蓄電システムの販売を開始しており、事業適応後に着実に住宅用 ESS の販路を確保するとともに、B to B ビジネス、産業用用途にも商品展開し、国内脱炭素化に貢献することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

■2024年（計画終了年度）には、計画数量を安定的に生産できる体制を構築し、経常利益計上に貢献することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

■エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

■中分類：番号 29（電気機械器具製造業）

■小分類：番号 295（電池製造業）

(6) 事業適応の具体的内容

■京セラでは、滋賀野洲工場にてクレイ型リチウムイオン蓄電池を用いた住宅向け蓄電池ユニットの生産を開始し、他商品取引のあるハウスメーカーやチェーン店への販売を開始しており、2022年度以降さらなる増産に向けた設備導入を開始する。

2024年1月より増産設備での生産を開始し、2025年1月にはフル生産とする計画で当該設備投資により、拡販及びB to B ビジネスや、産業用用途への販路拡大することで、国内の脱炭素化に貢献する。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2022年4月

終了時期：2025年5月